

令和3年9月13日

鴻巣市スポーツ少年団関係各位

鴻巣市スポーツ少年団
本部長 高橋 洋明

9月13日以降における鴻巣市スポーツ少年団活動について（通知）

日頃から、スポーツ少年団の振興・育成に御高配賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の再延長が9月9日に決定したことから、引き続き、下記のとおり、制限・自粛を遵守した上で活動していただきますよう御協力をお願いします。

記

- 1 期間 緊急事態宣言期間中（9月30日まで）
- 2 単位団活動
 - (1) 感染予防策を徹底しての活動
 - (2) 活動は、週2日までとし、1日の活動は2時間までとする。また、土・日曜日のどちらか1日は活動を休止する。
 - (3) 食事（昼食）を伴う活動はしない。
 - (4) 合同練習等、2団体以上での活動は行わない。
- 3 練習試合・交流大会等
 - (1) 練習試合は行わない。
 - (2) 種目別交流大会をはじめ、県・市本部主催事業の延期。

なお、上記の制限・自粛内容については、今後変更となる場合があります。変更となった場合には随時通知をいたします。

【問合せ先】鴻巣市スポーツ少年団事務局 千葉・酒田・江森
(鴻巣市教育委員会スポーツ課内)
TEL : 543-6660 FAX : 541-6411